

常滑市公共財産境界確定事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、常滑市所管公有財産に係る境界確定事務を適正かつ円滑に運営するため必要な事項を定めるものとする。

(境界確認の区分)

第2条 この要綱中公有財産とは、市が所有する土地並びに管理する国有地及び県有地をいう。

(境界確認の申請)

第3条 市長は、境界確認の実施に当たり、境界確認を申請する者（以下「申請者」という。）に境界立会申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を1部提出させるものとする。

(申請者)

第4条 申請者は、土地の所有者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人が土地所有者の場合は、法人の代表者とする。ただし、法人が解散又は倒産した場合は、清算人又は管財人とする。
- (2) 共有地の場合は、原則として共有者全員とする。ただし、共有者のうち1人又は数人が他の共有者全員の委任を受けた者は、共有者を代表して申請することができる。
- (3) 土地所有者が死亡している場合は、原則として相続人全員とする。ただし、他の相続人全員の委任を受けた者は、相続人を代表して申請することができる。
- (4) 未成年者、成年被後見人等が土地所有者の場合は、法定代理人（親権者、後見人等）とする。この場合において、申請書に法定代理人であることを証明する書面を添付し、土地所有者記名の上、法定代理人が併記押印して申請するものとする。
- (5) 土地所有者が不在の場合は、法定代理人（財産管理人等）とする。この場合において、申請書において、申請書に法定代理人であることを証明する書面を添付し、土地所有者記名の上、法定代理人が併記押印して申請するものとする。
- (6) 開発行為又は用途廃止に係る申請において、土地所有者が多数の場合は、施工者が土地所有者の委任を受け申請することができる。
- (7) 登記簿上の土地所有者以外の者が所有権を取得している場合は、当該所有者以外の者が申請することができる。ただし、所有権を証明する書面（売買契約書、土地売渡承諾書、印鑑証

明書等)を添付する者に限る。

- 2 前項の規定にかかわらず、土地所有者に代わって事務の一部を代行する場合は、その代理人に委任状(第2号様式)を添付の上、委任状記載の事務を行うことができる。

(申請上の添付書類)

第5条 申請上の添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 位置図(縮尺2,500分の1程度の地図)に申請箇所を朱書きで表示したもの
- (2) 法務局備付の地図又は公図の写し(これらを転写した場合は、転写した年月日を記入したもの)に申請箇所を朱書きで表示したもの
- (3) 測量図又は現況平面図
- (4) 隣接所有者等一覧表
- (5) 委任状(申請地所有者が立会予定の場合は不要)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(申請に基づく立会等の通知)

第6条 市長は、第3条の申請書を受理したときは、申請者(その代理人を含む。)と立会場所、立会日時及びその他必要な事項について協議する。

- 2 申請者は、市長が立会を必要と認める者に対し、立会依頼をするものとする。
- 3 前項の立会を必要と認める者は、原則として申請地に隣接する土地所有者、対側土地所有者(現況又は公図の幅員が4メートル未満の場合)、その他の利害関係者及び参考人(以下「隣接土地所有者」という。)とする。

(現地における境界確認)

第7条 市長は、区画整理確定図、公図の写し、地積測量図及びその他参考とすべき資料(以下「関係資料」という。)並びに現地の事前調査及び関係者の意見等に基づき境界の確認を行うものとする。

- 2 市長は、管理区域内の土地の所有権が本市以外の者にある場合、必要があると認めるときはその者に意見を求めるものとする。
- 3 市長は、立会いに当たり、申請書に添付されている隣接土地所有者等一覧表により立会者を確認するものとする。
- 4 境界確認においては、立会者全員によって境界の確認を行うものとする。ただし、隣接土地所有者等の都合により立会いを同時に行えない場合は、その都度協議の上、立会いをを行うものとする。

(境界確認の完了)

第8条 市長は、前条第4項の境界の確認が得られた場合は、原則として申請者に立会確認書（第3号様式）を作成させ、添付書類と併せて1部提出させるものとする。ただし、当分の間は、愛知県土地家屋調査士会が使用する様式をもってこれに代えることができる。

2 申請者は、立会確認書に立会年月日を記入するとともに記名押印し、かつ、隣接する土地所有者及び対側土地所有者に記名押印を得るものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

(1) 以前に境界の確定が行われ、申請時に当時の境界標（コンクリート杭、金属プレート、金属鋸等）が残されており、確定図に記載された座標値の整合性が確認された場合

(2) 土地所有者が以前に境界の確定をした時と同一人物であり、かつ、生存している場合

3 前項の場合において、申請者が対側土地所有者に、境界立会等又は立会確認書への記名押印を求めたにもかかわらず、それらを得られなかった場合には、立会確認書及び確定図にその旨を記載することで対側土地所有者による承諾があったものと推定する。

4 申請者は、境界確定の協議が整った場合は、申請地に境界標を設置するものとする。この場合において、市長は必要に応じて境界標を申請者に支給することができる。

5 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、境界確定を不調として取り扱い、申請者に対し境界確認不調通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(1) 申請者と境界の確認について協議が整わない場合

(2) 隣接地等の土地所有者又は利害関係者の境界確定について承諾が得られない場合

(3) 立会日から6か月以内に、申請者から立会確認書が提出されない場合

(4) 申請地が所有権確認等の訴訟又は紛争中の場合。ただし、訴訟内容により境界の確認を行っても支障のない場合は、この限りではない。

(5) 前各号に掲げるもののほか、境界の立会の確認が出来ない場合

6 申請者は、境界確認が不調になったときは、その旨を隣接土地所有者等に口頭又は文書で通知しなければならない。

(立会確認書の添付書類)

第9条 立会確認書の添付書類は、次のとおりとする。

(1) 確定図（道水路等の幅員を明記すること。）

(2) 写真（境界標の遠景及び近景）

(記録書の作成)

第10条 市長は、境界確認を行った職員に、境界立会記録簿を作成させるものとする。

(境界確定証明願の交付)

第11条 市長は、申請者から境界確認の結果について証明を求められたときは、境界確定証明願(第5号様式)正本及び副本を各1部提出させるものとする。

2 市長は、境界確定証明願を受理したときは、境界立会記録簿等に基づいて境界を確認し、境界確定証明願を申請者に交付するものとする。

(境界確定証明願の添付書類)

第12条 境界確定証明願の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 立会確認書の写し
- (2) 位置図(縮尺2,500分の1程度の地図)
- (3) 法務局備付けの地図又は公図の写し
- (4) 確定図(道水路等の幅員を明記すること。)
- (5) 道水路等の境界引照図
- (6) 道水路等の横断図面
- (7) 写真(境界標の遠景及び近景)

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、常滑市所管公有財産に係る境界確定事務を適正かつ円滑に運営するため必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

<h2 style="margin: 0;">境界立会申請書</h2>		
常滑市長 殿		年 月 日
申請者 住 所 氏 名 電話番号		
路線名		
申請地	所在地	常滑市
	地番	
	地目	
	地積	
所有者	住所	
	氏名	
添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ・案内図（1/2,500程度） ・土地整理図（公図）写し ・測量図又は現況平面図 ・隣地所有者一覧表 ・委任状（申請地所有者が立会予定の場合は不要） ・その他必要な書類 		
立会予定日時	年 月 日 () : ~	

第2号様式（第4条関係）

委任状

私は _____ を代理人と定め、下記の行為を委任する。

1. 土地の所在

2. 上記の土地にかかる境界確認に関する委任の範囲

- (1) 申請に要する書類及び資料の作成並びに提出に関すること。
- (2) 現地協議に立会して協議に応じ、これに同意し又は同意を与えないこと。
- (3) 境界確定の通知の受領に至るまでの事務に関すること。
- (4) その他 (_____)

_____ 年 月 日

住所
氏名

印

第3号様式（第8条、第9条関係）

立会確認書

1. 土地の所在及び地番
常滑市

土地所有者 住所
(申請者) 氏名

印

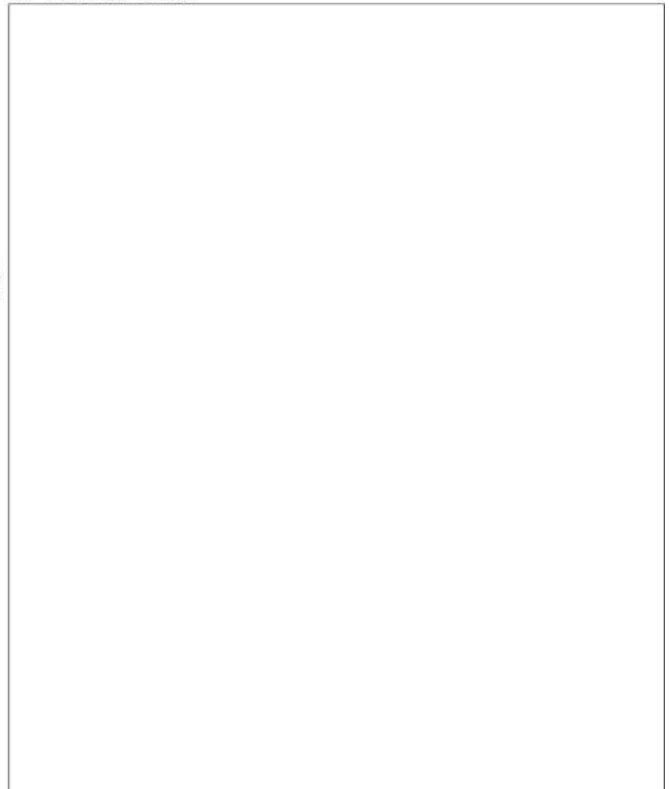
記

上記の土地と下記の隣接土地との境界につき、土地所有者、隣接する土地所有者、対面土地所有者、その他の利害関係者及び参考人（その代理人又は管理者）として現地にて立会ったところ、現地及び3. 確認した境界の見取図で表示されたとおり異議ありません。

2. 境界立会承諾者

所在及び地番	境界立会承諾者の住所及び氏名	所有者との関係	承諾年月日
	(住所)		年 月 日
	(氏名) 印		
	(住所)		年 月 日
	(氏名) 印		
	(住所)		年 月 日
	(氏名) 印		
	(住所)		年 月 日
	(氏名) 印		
	(住所)		年 月 日
	(氏名) 印		

3. 確認した境界の見取図



*添付書類：①確定図（道水路等の幅員を明記すること。） ②写真（境界標の遠景及び近景）

様

常滑市長

境界確認不調通知書

年 月 日付けで申請のありました下記土地と常滑市所管公有財産の境界については協議不調となりましたので通知いたします。

記

1. 土地の表示

2. 申請者

3. 不調理由

境界確定証明願

年 月 日

常滑市長 殿

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

先に立会いし、確定した下記の土地と道路（水路等）との境界について、確定したことを証明願います。

記

1. 土地の所在 常滑市
2. 土地所有者
3. 申請理由
4. 立会年月日 年 月 日
5. 添付書類
 - 1) 立会確認書の写し
 - 2) 位置図（縮尺2,500分の1程度の地図）
 - 3) 法務局備付けの地図又は公図写し
 - 4) 確定図（道水路等の幅員を明記すること）
 - 5) 道水路等の境界引照図
 - 6) 道水路等の横断図面
 - 7) 写真（境界標の遠景及び近景）

境界確定証明書

別紙のとおり確定したことを証明します。

年 月 日

常滑市長

印